

D 2 1 1 - 3 時間内歩行試験

【注の見直し】

注2 区分番号D 0 0 7の35に掲げる血液ガス分析、区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

注2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 3 6 - 2 光トポグラフィー

【注の追加】

(追加)

注1 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 5 6 眼底カメラ撮影

【注の見直し】

注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。(1のロの場合を除く。)

D 2 8 7 内分泌負荷試験

【注の見直し】

注2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。

注2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。